



令和4年度町内認定こども園(保育部分)の入園申込受付が始まります

令和4年4月1日から町内の保育施設へ新規入園、または、継続入園を希望される方は、10月29日(金)から11月30日(火)までの期間に健康福祉課へお申し込みください。

保育施設へ入園できる児童は、保護者のいずれもが次の①～⑦の基準に該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合で、かつ、同一住所の親族等が当該児童を保育できないと認められる場合があります。

○基準

- ① 昼間に居宅外で月64時間以上の労働をしている
- ② 昼間に居宅内で児童と離れて月64時間以上の労働をしている
- ③ 母親が妊娠中または産後間もない
- ④ けがや病気または心身に障害がある
- ⑤ 長期にわたり、病気や心身に障害のある同居の親族を常時介護している
- ⑥ 求職活動をしている
- ⑦ 災害の復旧にあたってしている

○書類配布開始日

10月29日(金)

役場⑥番窓口にて配布

(役場閉庁日を除く)

○提出書類

◆支給認定(現況) 申請書兼保育施設利用申込書

◆勤務(内定) 証明書または自営業等就労申込書(自営業・農業もしくは親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、民生委員の証明が必要です。)

◆定員等を超えた場合

◆未提出書類がある場合

◆保育施設へ入園する基準に該当しない場合

◆家庭状況調査票

◆入所児童調査票

◆健診等確認票

◆入所申込みについての確認事項

◆同意事項及び誓約事項

◆その他事由によって必要となる書類

◆お申し込み期間

10月29日(金)～11月30日(火)

役場⑥番窓口にて受付

(役場閉庁日を除く)

※11月13日(土)は、午前9時～午後5時まで休日受付を行います。

※町外の保育施設への入園を希望される場合、保育施設の所在地によって申込期日が異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

※入所決定は、先着順ではありません。

せん。

※お申し込みをされても、審査の結果、次の場合は入園が認められないことがあります。

・定員等を超えた場合

・未提出書類がある場合

・保育施設へ入園する基準に該当しない場合

・お申し込みをされても、審査の結果、次の場合は入園が認められないことがあります。

・定員等を超えた場合

・未提出書類がある場合

・保育施設へ入園する基準に該当しない場合

保育施設名	認定こども園 五霞幼稚園・保育園	川妻認定こども園 おひさま
所在地	元栗橋1589	川妻 494-5
電話番号	☎(84)2355	☎(84)1254
利用定員(保育部分)	120名	60名
受入年齢	生後6か月～小学校就学前	
開園時間	午前7時30分～午後7時	午前7時～午後7時

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006(直通)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、給付金を支給しています。

○支給対象者

次のどちらにも当てはまる方が対象となります。

・令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給されている障害児は20歳未満)を養育する父母等(令和4年2月末までに生まれた新生児を含む)

・令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、またはコロナウイルス感染症の影響で家計が急変し令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方

○支給額
児童一人あたり一律5万円

○申請について

【申請不要の方】
令和3年4月分の児童手当を受給している支給対象者にあてはまる方については、既に支給済みですので、児童手当の振込口座を確定してください。

【申請が必要となる方】
児童手当を受給していない収入が

非課税相当となった方や、高校生のみを養育している支給対象者にあてはまる方については、状況を伺い、必要書類等をご案内しますので、窓口または電話でお問い合わせください。

※同給付金のひとり親世帯分に該当となる方についても、既に支給済みです。

○お問い合わせ
健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006(直通)

